

資料4—5 那須町災害見舞金支給要綱

○那須町災害見舞金支給要綱

平成26年3月3日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害又は火災(以下「災害」という。)により被災した者の一時的な援護を図るため、災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であつて、町長が指定する災害をいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給対象者は、次に掲げる要件を備えている者(以下「被災者」という。)とし、その被災者の属する世帯の世帯主に対し支給する。

- (1) 災害により被災した時点において、町内に現に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に登録されていること。ただし、町内に現に居住し、町長が一時的な援護が必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 災害により自己の居住の用に供している家屋又は自己の所有かつ使用する納屋、倉庫等に被害を受けたこと。

(支給額等)

第4条 見舞金の支給額は、被災した家屋の区分及び被害の程度に応じて、別表に定める額を支給する。

- 2 前項に規定する被害の程度は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により認定するものとする。
- 3 見舞金の支給は、当該災害に対し、他の法令等に基づき助成等を受けることができる場合であつても、この支給を妨げない。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1) 被災者の故意又は重大な過失により家屋が損壊又は焼失したとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が支給することが不適当と認めたとき。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

資料4—5 那須町災害見舞金支給要綱

附 則

この告示は、平成26年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	被害の程度	支給額
自己の居住する家屋	全壊、全焼、流失及び大規模半壊	100,000円
	半壊及び半焼	50,000円
	床上浸水	30,000円
	一部破損	10,000円
自己の所有かつ使用する納屋、倉庫等	全壊、全焼、流失及び大規模半壊	30,000円
	半壊及び半焼	10,000円

備考 「一部破損」は、家屋全体に占める主要な構成要素の経済的被害の損害割合が5パーセント以上に達したものを対象とする。

「納屋、倉庫等」は、延床面積100平方メートル以上のものを対象とする。